

<一般委託>

横須賀港貨物需要調査及び港湾計画基礎調査業務(一般委託)仕様書

横須賀港貨物需要調査及び港湾計画基礎調査業務に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務は、港湾や社会を取り巻く情勢の整理、東京湾内の貨物状況の把握、背後圏の企業動向調査などを行い、定期航路誘致に向けた方策の検討、横須賀港が担う役割・機能配置等の検討を実施し、今後の港湾の利活用や整備計画等の検討に当たっての基礎資料とするものである。
2	履行期間	契約の日から平成31年3月15日
3	施行場所	横須賀市夏島町地先から野比2丁目地先まで
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	別紙のとおり
6	関係法規	港湾法
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)平成25年4月1日以降、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した、港湾の機能配置を検討した業務及び港湾貨物動向分析を実施した業務の契約をそれぞれ元請けとして締結し完了した実績があること(それぞれの業務内容を含んでいれば1業務でも可)。 (2)本業務に従事する主任技術者は、技術士(総合技術監理部門「選択科目:建設-港湾及び空港」または建設部門「港湾及び空港」)の資格を有すること。
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	別紙のとおり
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	経済部 企業誘致・工業振興課 安井 瞳 (連絡先 046-822-8076) 港湾部 港湾企画課 宇野 佳朗(連絡先 046-822-9464)

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

横須賀港貨物需要調査及び港湾計画基礎調査業務 特記仕様書

1 目的

現在、横須賀港では、公共岸壁を利用した物流のための定期航路がない状況にあり、物流拠点として整備した一部の埠頭での取扱貨物量も低迷していることから、公共埠頭の利活用の検討が必要となっている。

一方、横須賀港港湾計画は平成 33 年度（2021 年度）末に次期改訂を予定しており、前回改訂以降、大規模地震の発生、経済状況の変化、港湾法改正やそれに伴う港湾の役割の変化など、港湾・社会を取巻く情勢変化が見られ、横須賀港においても背後圏の物流の状況等を見極めながら、この変化に対応していく必要がある。

本業務は、物流定期航路の実現を目指し、また、次期港湾計画改訂を見据え、港湾や社会を取り巻く情勢の整理、東京湾内の貨物状況の把握、背後圏の企業動向調査などを行い、物流の現状や可能性を把握した上で、定期航路誘致に向けた方策の検討、横須賀港が担う役割・機能配置等の検討を実施し、今後の港湾の利活用や整備計画等の検討に当たっての基礎資料とすることを目的とする。

2 業務仕様書

本書を最優先とし、本書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務 共通仕様書 国土交通省港湾局」（最新版）の定めによるものとする。

なお、準拠マニュアルは

- ・「港湾計画書作成ガイドライン （社）日本港湾協会」（最新版）
- ・「港湾の施設の技術上の基準・同解説 （社）日本港湾協会」（最新版）

を用いることとするが、これにより難しい場合は、監督員と協議して決定すること。

3 一般事項

- (1) 本業務に従事する主任技術者は、技術士（総合技術監理部門「選択科目：建設－港湾及び空港」または建設部門「港湾及び空港」）の資格を有すること。
- (2) 受託者が監督員に承認を求める場合は、文書によることとし、その回答も同様とする。
- (3) 業務の進捗状況等について、監督員と密に連絡を取り、業務が円滑に履行できるように配慮すること。
- (4) 受託者は、印刷製本、トレース等の簡易業務以外の技術的判断を必要とする業務を第三者に請負わせてはならない。
- (5) 機能配置の検討にあたっては、現地をよく把握し、地形等の自然条件、技術的条件を考慮して、現地に合致する機能配置を行わなければならない。
- (6) 設計計算等で使用した公式、その計算過程及び引用文献（ページ）を成果品に詳細に記述すること。

4 業務位置

別添図面のとおり。

5 業務内容

貨物需要調査及び港湾計画基礎調査 1式

(1) 計画準備

貨物需要調査及び港湾計画基礎調査を行うに当たり、事前に業務全体の目的及び内容を把握し、現況の把握及び関連資料の収集を行うものとする。また、業務の手順及び遂行に必要な事項を企画立案する。

(2) 港湾・社会を取り巻く情勢の整理

1) 現状の把握

我が国の人口構造、産業構造、貿易構造、物流構造、環境・エネルギー問題、国民生活、防災、情報化その他の現状について、主に港湾の将来計画を検討する上で必要な情報を整理する。また、東京湾内の港湾、横須賀港の計画に関連すると考えられる港湾や航路の現状、計画・構想等について整理するとともに、これらの港湾における課題、貨物状況、物流に関する国の調査などについて整理する。なお、平成26年度の委託において、これらを一部整理しているため、本業務においては過年度委託の内容を踏まえつつ、近い将来の港湾計画改訂を見据えた整理を行うこと。

2) 将来の見通し

長期経済社会指標（人口、GDP）、産業、物流（旅客や貨物に関わる輸送需要）、国民生活などの将来の見通しについて整理する。

(3) 横須賀港の背後圏の企業動向

1) 企業アンケート

民間事業者の貨物輸送の実態や問題点、将来的な貨物の見通し、横須賀港の利用意向等について把握するためのアンケート調査票を作成して企業アンケートを実施し、その結果を取りまとめ、港湾の利用ニーズや横須賀港に対する要望等を把握する。

対象は、下記指定エリアから1,000社程度を選定する。選定にあたっては、市提供資料及び海事関連業者要覧（一般社団法人 日本海運集会所発行）、船の便覧（内航ジャーナル株式会社発行）等を利用する。

【指定エリア】

- ・ 関東圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県）
- ・ 九州圏（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）
- ・ 近畿圏（大阪府、兵庫県、滋賀県、三重県）
- ・ 北海道
- ・ 東北圏（宮城県、秋田県、山形県、青森県、福島県、岩手県）

【業 種】

製造業、化学工業、鉄鋼業等の荷主企業、運輸業（路線便中心）等の横須賀港の物流需要や港湾計画の検討において企業動向把握が必要な業種・事業者

【アンケート内容】

- ・既存ルート（出荷元・出荷先、輸送方法）
- ・荷量、品目、輸送頻度
- ・輸送方法とその選択理由
- ・輸送コスト
- ・輸送方法の変更の可能性及び条件
- ・輸送で重視すること
- ・現状の輸送に関する課題
- ・将来的な見通し
- ・横須賀港の改善すべき点
- ・横須賀港の将来の利用意向及び利用条件 など

2) 企業ヒアリング

横須賀港の物流機能の課題や可能性を把握するため、企業アンケート及び平成 26 年度の委託において実施したヒアリング結果（委託成果を貸与）を参照するとともに、これを踏まえてヒアリングが必要な企業（20 社程度）を抽出して企業ヒアリングを実施し、その結果をとりまとめる。なお、圏央道（藤沢 I C－横浜横須賀道路釜利谷 J C T）開通後の影響を検討するため、ヒアリング対象として港湾貨物輸送事業者や圏央道周辺企業（厚木、相模原等）も選定することとする。

3) 企業調査結果の考察

企業アンケート、企業ヒアリング調査の結果から、横須賀港を取り巻く物流面の実態やニーズ等の今後の可能性について考察する。

(4) 今後の道路網の整備等が及ぼす貨物への影響把握

企業アンケート、企業ヒアリング結果を踏まえ、圏央道（藤沢 I C－横浜横須賀道路釜利谷 J C T）開通後の影響に関して検討する。

- ①圏央道（藤沢 I C－横浜横須賀道路釜利谷 J C T）開通に伴う背後圏（60 分・90 分・120 分圏内）の変化に関する調査
- ②関連する統計データ（公的機関が発表している調査結果等）の整理
- ③圏央道整備による物流の変化予測

(5) 次期港湾計画の基礎検討

1) 横須賀港を取り巻く経済社会の動向

我が国の経済社会情勢から横須賀港への影響等、横須賀港の地形的・社会的特徴、横須賀港の物流・人流等に係る現状や取り組み、東京湾内他港との機能分担の必要性や他港での貨物状況を踏まえた横須賀港での新たな貨物取扱いの可能性などについて整理

する。

2) 横須賀港の果たすべき役割

以上の調査結果などを踏まえ、地域の発展と安定を支える港湾としての役割、東京湾内に位置する港湾としての役割について検討する。

3) 横須賀港の機能配置の検討

横須賀港の役割を踏まえ、物流機能、人流機能、レクリエーション機能、防災機能など、機能ごとに展開の方向性について検討し、機能の配置（ゾーニング）について検討する。

(6) 定期航路誘致に向けた方策検討

調査結果などを踏まえ、横須賀港（主に久里浜地区）において、定期航路の就航を実現させるに当たっての課題を抽出し、企業アンケートや企業ヒアリングの結果を踏まえた上で、港湾管理者として実施すべき効果的な施策について検討・提案する。

(7) 報告書作成

以上をとりまとめて、報告書を作成する。

9月までにそれまで実施した調査について、中間報告を行う。

受託者は、検討で使用した公式、その計算過程及び引用文献を成果品に記載するものとする。

(8) 協議・打合せ

協議・打合せは、事前協議、中間協議2回、最終報告の4回を基本とする。

6 成果品

報告書 4部（A4判 金文字黒表紙）

CD-RもしくはDVD-R（電子データ） 4部

※報告書をPDFに変換し、図面CADデータ、報告書の元データとともに同一CD-RもしくはDVD-Rに記録し、報告書に添付すること

7 貸与品

1) 横須賀港港湾計画書・計画資料（平成17年3月改訂以降） 1式

2) 「横須賀港港湾計画策定基礎調査委託報告書」平成14年3月

3) 「船舶・貨物需要及び港湾利用調査業務報告書」平成15年3月

4) 「横須賀港港湾計画改訂策定調査業務報告書」平成16年3月

5) 「横須賀港港湾計画改訂策定調査業務報告書」平成17年3月

6) 「横須賀港港湾計画変更検討業務報告書」平成27年3月

7) 「横須賀港港湾計画」平成28年(2016年)3月改定（一部見直し）

8) 「横須賀港港湾計画改定（一部見直し）検討資料」平成28年(2016年)3月

8 調査設計業務実績データ

受託者は、受注時又は変更時及び完了時において委託代金額が 100 万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、（一財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

ただし、建築関係業務においては、対象外となる場合があるので監督員と協議すること。

また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受託者に届いた際には、直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後 10 日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後 10 日以内とする。
- (3) 施行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から 10 日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時と完了までの間が 10 日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

9 支払方法

委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。

委託料は、経済部企業誘致・工業振興課及び港湾部港湾企画課から以下の割振りにより支払います。

- ・委託代金額に、百分の六十五を乗じた金額（円未満の端数切捨て）を経済部企業誘致・工業振興課が支払います。
- ・委託金額から、経済部企業誘致・工業振興課が支払う金額を引いた残りの金額を港湾部港湾企画課が支払います。
- ・請求書は、各課の支払分について別々に提出してください。

10 その他の事項

- (1) 本委託により知り得た内容については、いかなる場合においても他に漏洩してはならない。
- (2) 本委託内容について違算等が認められた場合には、受注者は本委託期間中、完了後にかかわらず速やかに訂正を行うこと。
- (3) 本仕様書に記載なき事項について、疑義が生じた場合は、監督員と協議のうえ、決定すること。

横須賀港港湾区域図



凡例

港湾区域(水域)



臨港地区



横須賀市域

